平成２８年（再イ）第４４号

神戸市灘区大石東町１丁目１番１―601号

再生債務者　波多野　享

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月25日まで

平成28年７月４日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第２０号

兵庫県尼崎市武庫川町４丁目77番地の３

再生債務者　前田　一樹

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月27日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月26日まで

平成28年７月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第１０号

岡山市南区東畦145番地42グレースマンション妹尾駅前伍番館105

再生債務者　濵田　　徹

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月26日まで

平成28年７月５日

岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第３１号

宮城県仙台市泉区南光台２丁目13番60号　レオパレス南光台第一103

再生債務者　菅野　雅輝

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年４月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年６月29日

釧路地方裁判所根室支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第４４号

札幌市手稲区新発寒７条９丁目３番５号

再生債務者　岩島　　大

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成28年７月５日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第６号

横浜市栄区飯島町2438番地５

再生債務者　三浦　伸悟

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成28年７月５日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７号

横浜市栄区飯島町2438番地５

再生債務者　三浦　佳代

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成28年７月５日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第９号

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄159番地５

再生債務者　末石　博揮

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成28年７月５日

岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２８年（モ）第１００３号

大分県日田市天瀬町馬原1103番地２

再生債務者　戸田　妙子

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成28年７月５日　大分地方裁判所日田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第５号

仙台市太白区柳生４丁目４番地の23

再生債務者　飯田　正勝

1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月１日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月15日から平成28年８月29日まで

仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号

横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―627号

再生債務者　野地　　滋

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年７月19日まで

平成28年７月５日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

埼玉県児玉郡美里町大字中里90番地５

再生債務者　杉田　　実

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年７月26日まで

平成28年７月５日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（再ロ）第７号

大阪市天王寺区四天王寺１丁目10番７号

再生債務者　岩田　桂三

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月１日まで

平成28年７月４日

大阪地方裁判所第６民事部

会社更生

会社公告

左記法人は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続しZは解散することにいたしました。

なお、この合併の承認決議は平成二十八年三月二十四日開催の甲の理事会にて、平成二十八年三月二十四日開催のZの理事会において終了しております。

なお、この合併については平成二十八年七月五日付で茨城県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十三日

茨城県取手市神浦六四六番地

（甲）社会福祉法人朱白会

理事長　岩瀬　　剛

茨城県小美玉市山野七〇七番一三

（乙）社会福祉法人真民会

理事長　磯邊　　清

合併公告

左記法人は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続しZは解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十八年七月一日に東京都の認証を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十三日

東京都目黒区中央町二丁目三三番五号スマイルプラザ中央町四階

（甲）特定非営利活動法人ＳＵＮ

代表理事　重森　憲司

東京都三鷹市上連雀二丁目一八番一六号

（乙）特定非営利活動法人リビングハウスマム

代表理事　横山　利廣

合併公告

左記会社は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続しZは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十三日

大阪市此花区桜島二丁目一番三三号

（甲）ＭＢＧＨｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

代表社員　ＭＢＧＨｏｌｄｉｎｇｓⅡ合同会社

職務執行者　グレン・ジェフリー・ガンベル

大阪市此花区桜島二丁目一番三三号

（乙）ＭＢＧＨｏｌｄｉｎｇｓⅢ合同会社

代表社員　ＭＢＧＨｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

職務執行者　グレン・ジェフリー・ガンベル